

電磁的方法による書面交付に関する規約

第1条. 目的

本同意事項は、貸金業者である日栄倉庫株式会社（以下「甲」という）が、甲と手形割引・でんさい割引を希望する相手方（以下「乙」という）に対して法律により義務付けられている一部書類の交付にあたり、その諸条件等を定めたものです。

第2条. 定義

(1) 電磁的記録とは、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、スマートフォンやタブレット端末、パソコン等電子機器類（以下、「PC・スマホ等」という）を用いて処理される情報を指します。（以下、電磁的記録を「電子データ」という）

(2) 電磁的方法とは、PC・スマホ等を利用しインターネットを介して電子データを送受信する方法等です。具体的には、「電子メールによる伝達方法」、「WEBサイトの閲覧および電子データのダウンロードによる伝達方法」、「USBメモリ等記録媒体を送付する方法」等を指します。

第3条. 対象書面

甲が電磁的方法により交付する書面は、貸金業法等により定められている以下の書面及び関連する書面です。

- ① 契約締結前交付書面（貸金業法第16条の2）
- ② 契約締結時交付書面（貸金業法第17条第1項）
- ③ 領収書（貸金業法第18条）
- ④ 重要事項の変更通知書（貸金業法第17条第1項後段）
- ⑤ その他、甲が必要と判断した書面

第4条. 電磁的方法による書面交付、閲覧方法について

電磁的方法による書面交付の方法は、次のとおりです。

(1) 甲は、乙が申込時に指定したメールアドレス・LINEアプリに宛てて、電子データを添付し送信します。

(2) 乙は、受信した電子データを、自身のPC・スマホ等に保存閲覧します。閲覧に必要なアプリケーションは、乙により用意していただきます。

(3) 乙は交付された電子データを必ず閲覧するものとし、電子データの破損など不具合が生じた場合は、直ちに甲へ連絡のうえ電子データの再交付を受けるものとします。

甲は、再交付の連絡がない限り、乙が電子データを受け取り、その内容を了承したものとみなします。

第5条. 対象書面の交付について

乙は、次のいずれかに該当する場合、その理由および対象書面を甲に申告することにより、当該書面について、別途、郵送その他の方法で交付を受けることができるものとします。

- ① 乙の使用するPC・スマホ等の障害、通信上のトラブル、インターネット環境の不具合等により、対象書面の閲覧およびダウンロードができない場合
- ② 乙が希望する場合

第6条. 電磁的方法による書面交付の中止について

乙は、電磁的方法による書面交付の同意を撤回できるものとします。撤回の申し出は甲所定の手続きにて行うものとし、以後、電磁的方法による交付を中止し、対象書面は紙媒体で交付します。

第7条. 免責事項について

(1) 甲は、電磁的方法による書面交付について、甲WEBサイトに掲載する方法または、電子メール・LINEアプリで通知する方法等により、乙の同意を得ること無く、内容を変更できるものとします。

(2) 乙は、申込時に指定したメールアドレス・LINEアプリに変更・廃止があった場合、速やかに甲へ届け出るものとします。乙が届け出を怠ったことにより乙に生じた不利益について、甲は一切その責を負いません。

(3) 法令対応 その他諸般の事情により、甲が必要と判断したときは、電磁的方法によらず紙媒体で書面を交付する場合があります。また、電磁的方法により既に交付済みの書面も、再度紙媒体で交付する場合があります。

(4) 甲は、以下の事項により生じる乙の損害については、一切その責を負いません。

- ① 通信ネットワークの障害等により、電磁的方法による書面交付が利用できないことで生じた損害。
- ② 乙の使用するPC・スマホ等に生じた、一切の不具合。
- ③天変地異、その他甲の責に帰すことがない事由により、電磁的方法による書面交付が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。